

令和4年5月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和4年	5月23日	開会
令和4年	5月23日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第 1 2 号

令和 4 年 5 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 9 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和 4 年 5 月 2 3 日（月）午後 3 時

2 場 所 宮古市役所議事堂議場

令和 4 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 4 年 5 月 2 3 日（月曜日）

午後 3 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 10 議案第 4 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 11 議案第 5 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	田中	尚君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	長門	孝則君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	木村	誠君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管理者宮古市長	山本	正徳君
副管理者宮古市副市長	桐田	教男君
事務局局長	松下	寛君
総務課長	松橋	かおる君
施設課長	田中	晋君
施設課主幹	坂本	好治君
消防長	小林	達広君
消防次長兼総務課長	中村	光宏君
消防次長兼消防課長	畠山	毅君
指令課長	三浦	正成君
消防課主幹	里舘	郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太郎

◎開 会

○副議長（豊間根 信君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和4年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

◎議席の指定

○副議長（豊間根 信君） 日程第1、議席の指定を行います。
議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○副議長（豊間根 信君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。
ここでお諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（豊間根 信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（豊間根 信君） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に木村誠君を指名いたします。

ただいま副議長において指名いたしました木村誠君を議長の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（豊間根 信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました木村誠君が議長に当選されました。

木村誠君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知します。

木村誠君にご挨拶をお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 宮古市議会選出の木村誠でございます。

議長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま豊間根副議長より指名をいただき、また議員の皆様方のご賛同を賜りましたことを感謝申し上げますとともに、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

ごみの減量、資源化の推進と消防力の整備には構成市町村との連携が重要であります

ので、構成市町村選出議員の皆様と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。また、円滑で活発な議会運営を目指して誠心誠意努めてまいりますので、議員各位、管理者の山本宮古市長、副管理者の桐田宮古副市長をはじめとした執行部の皆様の一層のご指導、ご鞭撻、ご協力のほど心からお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（豊間根 信君） それでは、これで議長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 分休憩

午後 3 時 5 分再開

○議長（木村 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程に従いまして議事を進行いたします。

◎議席の一部変更

○議長（木村 誠君） 日程第3、議席の一部変更を行います。

申合せ事項により、議長は最終議席となっておりますので、木村誠の議席を13番に、田中尚君の議席を2番に指定いたします。

議席の変更を行いますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時 7 分再開

○議長（木村 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村 誠君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番、千葉泰彦君、8番、畠山拓雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木村 誠君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（木村 誠君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、

議長が会議にて指名することになっておりますので、これにより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名いたします。

議会運営委員会委員に、宮古選出の田中尚君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した田中尚君を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長は、委員会を開き互選することになっております。

直ちに委員会を開いて、委員長を互選し、議長に報告願います。

開催場所は、委員会室を指定します。

委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 9 分休憩

午後 3 時 12 分再開

○議長（木村 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長を報告します。

委員長に田中尚君が選任されましたので報告します。

管理者から発言の申出がありましたので、これを許します。

管理者、山本正徳宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 本日ここに、宮古地区広域行政組合議会5月臨時会が開催されるに当たり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。

さきの4月24日に行われました宮古市議会議員一般選挙により、木村誠議員、伊藤清議員、高橋秀正議員、長門孝則議員、田中尚議員の5名の方が当選し、当組合の議会議員に就任をされました。心からの歓迎とお祝いを申し上げます。

また、ただいまの議長選挙におきまして、木村誠議員が議長に選出され、ご就任をされました。心からの祝意を申し上げます。今後とも、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当組合が実施しております共同処理事務でございますが、令和4年度は新たな事業が動き出しております。一般廃棄物処理事務につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物最終処分場の新規建設に向け、今年度は整備基本計画策定業務などに着手をしたところであります。

消防事務におきましては、災害対応力強化を図るため、県内10消防本部で共同して消防通信指令業務を行ういわて消防指令センターの令和8年4月の運用開始に向け、設備の整備等の事務を行ういわて消防通信指令事務協議会を4月に立ち上げたところであります。住民生活に密着する一般廃棄物処理事務と消防事務を行う当組合におきましては、さらなる住民サービスの向上とともに、災害時及びコロナ禍においても安定して事業を継続し、住民の方々が安心できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶

とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（木村 誠君） 消毒しますので、少々お待ちください。

◎議案第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（木村 誠君） 日程第 7、議案第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集 1－1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,539 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 7 万円とするものでございます。

第 2 条は、翌年度に繰り越して執行しようとする繰越明許費を第 2 表のとおりとするものでございます。

令和 4 年 5 月 23 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正は、期末手当の支給月数の引下げに伴い、各費目に計上している期末手当、共済組合事業主負担金を減額するものでございます。

内容につきましてご説明いたしますので、1－8、1－9 ページ、給与費明細書をご覧願います。

1、一般職、（1）総括の比較欄をご覧ください。

職員手当 2,127 万 2,000 円、共済費 412 万 6,000 円、合計 2,539 万 8,000 円の減額でございます。

歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1－6、1－7 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 86 万 8,000 円の減額。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費 47 万 8,000 円の減額。

3 目埋立処分地施設費 25 万 7,000 円の減額。

4 目し尿処理施設費 30 万 9,000 円の減額。

6 目リサイクル施設費 9 万 4,000 円の減額。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 2,339 万 2,000 円の減額でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1－4、1－5 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金 2,539 万 8,000 円の減額でございます。

内訳でございます。

1 節総務86万8,000円、2 節衛生113万8,000円、3 節消防2,339万2,000円の減額でございます。

次に、1－3 ページをお開き願います。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。

4 款消防費、1 項消防費、消防施設事業について、今年度配備予定の水槽付消防ポンプ車が入札不調となったことから、納期を延長し再度入札に付するため、予算を繰り越すものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,398千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,200,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和4年5月23日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,118,307	△25,398	3,092,909
	1 負担金	3,118,307	△25,398	3,092,909
補正されなかった款項にかかる額		107,161		107,161
** 歳 入 合 計 **		3,225,468	△25,398	3,200,070

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		81,343	△868	80,475
	1 総務管理費	81,000	△868	80,132
3 衛生費		1,098,870	△1,138	1,097,732
	2 清掃費	1,098,860	△1,138	1,097,722
4 消防費		2,006,173	△23,392	1,982,781
	1 消防費	2,006,173	△23,392	1,982,781
補正されなかった款項にかかる額		39,082		39,082
** 歳 出 合 計 **		3,225,468	△25,398	3,200,070

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 消防費	1 消防費	消防施設事業	64,000 千円

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第8、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、昨年8月の人事院勧告及びそれを踏まえた国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正内容に準じ、宮古地区広域行政組合一般職の職員の期末手当の支給月数を引き下げようとするものでございます。

一般職の職員の期末手当については、その支給割合を100分の127.5から100分の120に改めるとともに、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の72.5から100分の67.5に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては施行期日を公布の日からとするものでございます。

第2項につきましては、改正後の給与条例により算出される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に再任用職員以外の職員にあっては127.5分の15、再任用職員にあっては72.5分の10の割合を乗じて得た額を減じた額、これを令和4年6月に支給する期末手当の額とするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和4年5月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第９、議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集３－１ページをお開き願います。

議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、高規格救急自動車３台で、取得予定価格は税込み6,525万7,500円でございます。

取得方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、４月27日、１社による見積りの結果、住所、岩手県宮古市太田二丁目１番28号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、小瀧学と契約しようとするものでございます。

落札率は96.76%でございました。

納入期限は、令和５年３月24日でございます。

参考資料といたしまして、３－２ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和４年５月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する高規格救急自動車の買入れをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第３号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第10、議案第４号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集４－１ページをお開き願います。

議案第４号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、高度救命処置用資機材３セットで、取得予定価格は税込み5,478万円でございます。

取得方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、４月27日、２社による入札の結果、住所、岩手県盛岡市愛宕町15番９号、名称、共立医科器械株式会社、代表取締役社長、餘目義信と契約しようとするものでございます。

落札率は98.7%でございました。

納入期限は、令和５年３月24日でございます。

参考資料といたしまして、４－２ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和４年５月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する高度救命処置用資機材の買入れをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第４号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第11、議案第 5 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集 5－1 ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明いたします。

議案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第 5 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所及び生年月日は記載のとおりでございます。

氏名、松舘恵美子。

令和 4 年 5 月 23 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちにお諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 4 年 5 月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 3 6 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員